

浜田市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画



浜 田 市

目 次

第 1 章 計画の基本的事項

第 1 節 計画策定の趣旨	2
第 2 節 市民意見の反映等	2
第 3 節 計画の基本的方向	3

第 2 章 計画の推進方向

第 1 節 計画の基本目標	4
第 2 節 計画の内容	5
第 1 地域における防犯意識の高揚と自主的活動の促進	5
第 2 共に支え合う犯罪のない地域社会の形成	8
第 3 犯罪を起こさせにくい環境の整備	10
第 4 市民等、関係機関、市の連携による犯罪の防止	12

[資料]

浜田市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例

浜田市安全・安心緊急アピール

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

浜田市は、青い海と緑の大地に恵まれ、その豊かな自然の恩恵の中で歴史を重ね、文化を育んできました。そこに暮らす私たちは、この恵まれた環境の中で地域社会を形成し、お互いを尊重し、支え合う心を大切にしてきました。

しかし、近年の急激な社会環境の変化に伴い、人々の価値観や生活様式は多様化し、地域社会における連帯感や規範意識の希薄化が顕著になってきています。

こうした中、犯罪の質や形態も変化してきていることから、これからの私たちの暮らしの安全と安心を確保するためには、地域社会が持つ犯罪を抑止する機能の充実強化が重要な課題となっています。

すべての市民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会を築くためには、私たち一人ひとりがお互いの人権を尊重し、「自らの安全は自ら、地域の安全は地域で守る」という認識の下、行動していくことが重要です。

こうした認識のもと、犯罪のない安全で安心なまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）の基本理念を定め、市の責務、市民等の役割を明らかにし、安全で安心なまちづくりを推進するための基本的事項を定めた「浜田市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」（以下「条例」という。）を平成19年4月1日に施行しました。

この計画は条例に基づき、安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、条例の実効性を確かなものにするために策定するものです。

第2節 市民意見の反映等

この計画の策定にあたっては、条例に基づき「安全安心まちづくり推進懇話会」を開催して、市民をはじめとした関係する機関・団体等の意見をふまえ、策定したものです。

第3節 計画の基本的方向

条例に定める基本理念をもとに次の4つを柱として、条例制定の目的である「だれもが安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現」を目指します。

第1 地域における防犯意識の高揚と自主的活動の促進

市民一人ひとりの「自分たちの安全は自分たちで守る」「地域の安全は地域で守る」という自主防犯意識の高揚を図るとともに、自主的な活動を活性化し、連携が深まる活動を促進します。

第2 共に支え合う犯罪のない地域社会の形成

子どもや高齢者等の防犯上配慮を要する者について、被害防止などの取組みを進めるとともに、地域住民が連携して、地域全体で子どもや高齢者等を見守る活動を促進します。

第3 犯罪を起こさせにくい環境の整備

日常生活の中から犯罪の機会を減少させるためには、防犯に配慮した環境作りが重要であることから、公共施設、土地、建物等に対する防犯対策を推進します。

第4 市民等、関係機関、市の連携による犯罪の防止

市民全体で安全安心まちづくりの取組みを進めるため、市民等及び行政が一体となって推進体制の整備を図ります。

第2章 計画の推進方向

第1節 計画の基本目標

だれもが安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現

【取組みの基本方向】

1 地域における防犯意識の高揚と自主的活動の促進

- 市民、地域の防犯意識の高揚
- 市民、地域活動団体の自主的活動の促進

2 共に支え合う犯罪のない地域社会の形成

- 子ども、高齢者などの安全対策

3 犯罪を起こさせにくい環境の整備

- 公共施設などの防犯対策
- 土地、建物などの適正な管理

4 市民等、関係機関、市の連携による犯罪の防止

- 市民運動の実施
- 推進体制の整備
- 事業者との連携

第2節 計画の内容

第1 地域における防犯意識の高揚と自主的活動の促進

市民一人ひとりの「自分たちの安全は自分たちで守る」「地域の安全は地域で守る」という自主防犯意識の高揚を図るとともに、自主的な活動を活性化し、連携が深まる活動を促進します。

1 市民、地域の防犯意識の高揚

市民への防犯情報の提供や意識啓発を継続的に行うとともに、自らの地域は自らが守るという自主防犯意識のもと、市民等の自主的な活動を活性化し、連携を深めていくための取組みを促進します。

(1) 防犯情報の提供

(防災安全課)

広報紙やホームページ、防災防犯メール、ケーブルテレビ、防災行政無線等の手段により、振り込め詐欺等の犯罪情報への注意喚起や家庭でできる防犯対策など、防犯に必要な情報提供を行います。

●取組み手法

- ・ 広報紙・ホームページ等を通じた各種防犯情報の提供
- ・ 浜田市防災防犯メールの活用と登録の促進強化

(2) 市民・地域への啓発活動

(防災安全課)

安全で安心なまちづくりへの市民等の理解と関心を深めるため、日常的な啓発と併せ、県条例で定める「犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間（10月11日から10月20日まで）」において、重点的な広報啓発活動を行います。

また、地域で行われる交通安全活動などの各種活動の機会をとらえて、防犯についての理解を深めます。

●取組み手法

- ・ 「安全安心まちづくり大会・安全安心フォーラム」等の開催
- ・ 防犯ポスター、防犯標語等の募集
- ・ 防犯パンフレットの配布

2 市民、地域活動団体の自主的活動の促進

地域の自主防犯活動を促進するため、学習機会の提供など必要な施策を行い、活動内容のPR、活動を支える人材の育成など活動の支援を行います。

(1) 地域活動団体への働きかけ等

(防災安全課)

イベントや広報紙などを通じて、積極的な取組み団体の紹介や、地域活動団体の表彰を行い、自主防犯活動の活性化を図ります。

●取組み手法

- ・ 広報紙などを通じた地域活動団体の活動紹介
- ・ 防犯ボランティア表彰
- ・ 地域活動団体への活動支援

(2) 防犯に関する学習機会の提供

(防災安全課)

地域の自主的な防犯活動の活性化と取組みの継続化を図るため、防犯研修会等を警察等関係機関との連携により開催し、市民の防犯意識の啓発・防犯に関する知識・技能の向上を図ります。

●取組み手法

- ・ 防犯アドバイザーの委嘱及び派遣
- ・ 地域防犯講習会の開催

(3) 地域ぐるみの防犯活動の推進

(防災安全課、学校教育課、まちづくり社会教育課、環境課)

自治会、町内会、地域活動団体、大学、幼稚園、小・中学校・高校・特別支援学校、保育所（園）及び各種学校（以下「学校等」という。）、まちづくりセンターなどが連携して、防犯・防災・交通安全などの活動に取り組み、住民だれもが、安全で安心して暮らせる地域力の醸成を図ります。

●取組み手法

- ・ 地域内でのあいさつや声かけ、散歩など屋外での活動の推奨
- ・ 青色防犯パトロールの実施
- ・ 地域防犯講習会の開催（再掲）
- ・ 地域防災スクールの実施、地域安全マップの作製

第2 共に支え合う犯罪のない地域社会の形成

子どもや高齢者等の防犯上配慮を要する者について、被害防止などの取組みを進めるとともに、地域住民が連携して、地域全体で子どもや高齢者等を見守る活動を促進します。

1 子ども、高齢者などの安全対策

子ども、高齢者が犯罪被害に遭遇しないよう、安全教育や啓発活動を行うとともに、「見守りの体制」を地域全体で堅持する取組みを進めます。

また、インターネットを利用した犯罪や違法・有害情報から子どもたちを守るため、関係機関・団体と連携し、子どもが使用するパーソナルコンピューター及び携帯電話のフィルタリング利用を促進します。

(1) 子ども見守り活動の強化

(学校教育課、子ども・子育て支援課)

学校等の周辺地域並びに、学生、園児・児童・生徒の安全を確保するため、学校等とPTA、地域及び防犯ボランティア団体等とが連携して、登下校時の見守り活動を推進します。

●取組み手法

- ・ 地域の協力による「子ども 110 番の家」の拡充
- ・ 保護者や地域住民による学校安全ボランティアの拡充

(2) 学校等での防犯教育の実施

(学校教育課、環境課、子ども・子育て支援課)

学校・保育所等から依頼を受け、子どもの防犯意識や消費生活に関する知識を高める防犯（消費者被害防止）教室の開催や実践的な防犯訓練など安全教育の充実を図ります。

●取組み手法

- ・ 児童、生徒及び学生に対する防犯教育の実施
- ・ 学校等での不審者侵入対応訓練や 110 番通報訓練の実施
- ・ 園児及び保護者に対する防犯意識の啓発
- ・ 消費者被害の防止対策の実施
- ・ インターネット利用犯罪から守る対策の推進

(3) 学校等の安全管理体制の整備

(教育総務課、学校教育課、子ども・子育て支援課)

学校等における子どもの安全確保のためのマニュアル整備、教職員への安全対策訓練の実施及び施設の安全点検並びに防犯設備の整備などを行います。

●取組み手法

- ・ 学校等における安全担当者の設置
- ・ 職員等による施設内の安全管理体制の整備
- ・ 教職員への安全対策訓練の実施
- ・ 市立小、中学校への緊急通報システムの導入

(4) 高齢者への防犯対策

(防災安全課、まちづくり社会教育課、地域福祉課、
高齢障がい福祉課、環境課)

高齢者クラブ連合会などから依頼を受け、犯罪被害防止の講習会を開催し、防犯意識の啓発を図ります。

特に、悪質商法や振り込め詐欺などによる消費者被害を防ぐため、災害時要援護者に対する地域での声かけ運動の促進を図ります。

●取組み手法

- ・ 悪質な訪問販売など被害防止のための情報提供
- ・ 犯罪被害防止講習会の開催
- ・ 民生委員などによる訪問活動
- ・ 消費者被害の防止対策の実施

第3 犯罪を起こさせにくい環境の整備

日常生活の中から犯罪の機会を減少させるためには、防犯に配慮した環境作りが重要であることから、公共施設、土地、建物等に対する防犯対策を推進します。

1 公共施設などの防犯対策

(1) 公共施設等の防犯対策

(防災安全課、建設整備課、維持管理課、行財政改革推進課、
まちづくり社会教育課、学校教育課)

犯罪の機会を減少させるために、道路・公園・駐車場その他公共施設の防犯性向上を図ります。

●取組み手法

- ・ 駐車場、駐輪場における照明設備等の点検
- ・ 道路照明及び防犯灯の整備
- ・ 道路、公園等の樹木剪定による見通しの確保
- ・ 防犯カメラの設置
- ・ 自治会、町内会への防犯灯設置時の費用助成
- ・ 通学路の危険箇所調査の実施

(2) 公共施設の安全点検

(各施設所管課)

犯罪の機会を減少させるために、人の目が行き届き易い施設環境の確保に努め公共施設の防犯性向上を図ります。

●取組み手法

- ・ 防犯に関する公共施設点検の実施
- ・ 施設利用者からの通報制度の確立

2 土地、建物などの適正な管理

犯罪機会の減少を図るために、一般住宅における防犯環境の向上及び空き地、空家等の適正な管理について情報提供を行い、協力を求めます。

また、落書き、ゴミの散乱及び放置自転車の対処等まちの景観を損なう行為は、犯罪の機会原因の一つとなることから、環境美化対策をもって防犯性の向上を図ります。

(1) 一般住宅における安全対策

(防災安全課、建築住宅課)

●取組み手法

- ・ 広報はまた等による防犯対策、防犯設備等に関する情報提供
- ・ 門灯点灯運動の実施

(2) 所有地等の適切な管理

(防災安全課、行財政改革推進課、建築住宅課)

●取組み手法

- ・ 所有地等の適正管理の周知、協力依頼

(3) 身近な空間における環境美化対策

(防災安全課、環境課)

●取組み手法

- ・ 地域における清掃活動の実施
- ・ 環境パトロールの実施
- ・ 公共の場所における放置自転車の撤去

第4 市民等、関係機関、市の連携による犯罪の防止

市民全体で安全安心まちづくりの取組みを進めるため、市民等及び行政が一体となって推進体制の整備を図ります。

1 市民運動の実施

全市的に安全安心まちづくりの取組みを推進するために、シンボリックな位置付けとしての「安全安心まちづくり推進大会・まちづくりフォーラム」などの開催を行い、全市的な気運を高めます。

(1) 安全安心まちづくり推進大会の開催（隔年）

（防災安全課、関係各課）

市民等が一体となり犯罪の無い安全で安心なまちづくりを進める上での象徴となるべき大会を隔年で開催し、また、まちづくりフォーラムを隔年で開催することにより、市民運動の意識啓発を図ります。

(2) 防犯市民運動の推進

（防災安全課、関係各課）

安全安心まちづくりの取組みを先導的に進めるモデル地区を指定し、活動の推進を図ることで市全域への拡大を図ります。

2 推進体制の整備

市民等と一体となった犯罪のない安全で安心なまちづくりの取組みを継続したものとするために市民・地域活動団体・事業者・市からなる全市的な推進体制を整備します。

(1) 浜田市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会の設置及び活動の推進

（防災安全課、関係各課）

推進計画を実施するにあたり、各関係機関・団体や行政からなる「浜田市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会」を設置し、それぞれの立場で、行うべき取組みについての意見交換等を行い、市域全体での総合的な活動の推進を図ります。

(2) 庁内推進体制の整備

(防災安全課、関係各課)

関係各課で構成する庁内推進会議を設置するなど庁内の推進体制の整備を図ります。

(3) 浜田市防犯協会を中心とした地域防犯力の強化

(防災安全課)

浜田市防犯協会は、犯罪のない地域社会の実現をめざして住民の防犯意識を高揚し、地域ぐるみの防犯活動の推進を図ることを目的とする団体です。

市は、防犯対策の調査、研究及び啓発などを行っている、浜田市防犯協会と強く連携して、防犯施策を展開します。

3 事業者との連携

商工関係団体と連携し、安全点検や防犯対策等に関する情報提供を行います。

(1) 事業者への防犯意識啓発

(商工労働課、防災安全課)

商工関係団体と連携し、事業者の安全点検や防犯対策関連情報の提供等を通じて、事業者の防犯意識啓発を図ります。

[補 足]

平成 20 年 3 月 4 日策定

平成 22 年 12 月 25 日改正

平成 23 年 8 月 26 日改正

平成 25 年 4 月 1 日改正

平成 26 年 4 月 1 日改正

平成 27 年 4 月 1 日改正

平成 31 年 4 月 1 日改正

令和 3 年 4 月 1 日改正

令和 4 年 4 月 1 日改正

令和 6 年 4 月 1 日改正

令和 7 年 4 月 1 日改正

令和 8 年 4 月 1 日改正

資料

○浜田市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例

平成 19 年 3 月 23 日

条例第 8 号

だれもが安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くことは、私たちみんなの願いです。

浜田市は、青い海と緑の大地に恵まれ、その豊かな自然の恩恵の中で歴史を重ね、文化を育んできました。そこに暮らす私たちは、この恵まれた環境の中で地域社会を形成し、お互いを尊重し、支え合う心を大切にしてきました。

しかし、近年の急激な社会環境の変化に伴い、人々の価値観や生活様式は多様化し、地域社会における連帯感や規範意識の希薄化が顕著になってきています。こうした中、犯罪の質や形態も変化してきていることから、これからの私たちの暮らしの安全と安心を確保するためには、地域社会が持つ犯罪を抑止する機能の充実強化が重要な課題となっています。

すべての市民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会を築くためには、私たち一人ひとりがお互いの人権を尊重し、「自らの安全は自ら、地域の安全は地域で守る」という認識の下、行動していくことが重要です。

ここに、だれもが安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すことを決意し、市、市民、地域活動団体、事業者等地域社会の担い手がそれぞれの役割を果たし、相互に協力してその取組を推進するため、この条例を制定します。

（目的）

第 1 条 この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）の基本理念を定め、市民等の防犯意識の高揚を図るとともに、市と市民等とが協働して総合的に施策を推進することにより、だれもが安全で安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、又は滞在する者（通勤又は通学をする者を含む。）をいう。

- (2) 地域活動団体 自治会その他の自主的な活動を行う団体をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行うものをいう。
- (4) 土地建物所有者等 市内に存する土地、建物その他工作物を所有し、又は管理するものをいう。
- (5) 市民等 市民、地域活動団体、事業者及び土地建物所有者等をいう。

(基本的人権への配慮)

第3条 安全で安心なまちづくりは、基本的人権に配慮して行わなければならない。

(基本理念)

第4条 安全で安心なまちづくりは、次に掲げる事項を基本とし、市及び市民等がそれぞれの役割を担い、協働して推進しなければならない。

- (1) 市民一人一人の自主防犯意識の高揚
- (2) 共に支え合う犯罪のない地域社会の形成
- (3) 犯罪を起こさせにくい環境の整備

(市の責務)

第5条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、安全で安心なまちづくりのための総合的な施策を推進しなければならない。

(市民の役割)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、安全で安心なまちづくりに必要な知識等の習得に心掛け、自らの安全の確保に努めなければならない。

2 市民は、地域における安全で安心なまちづくりのための取組に協力するよう努めなければならない。

3 市民は、市が実施する安全で安心なまちづくりに係る施策に協力するよう努めなければならない。

(地域活動団体の役割)

第7条 地域活動団体は、基本理念にのっとり、地域の特性に応じた自主的な犯罪防止のための活動を推進するとともに、地域活動団体間の連携を強化するよう努めなければならない。

- 2 地域活動団体は、市が実施する安全で安心なまちづくりに係る施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

- 第8条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し犯罪を起こさせにくい環境の確保のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 事業者は、その所在する地域の一員として、当該地域における安全で安心なまちづくりのための取組に協力するよう努めなければならない。
 - 3 事業者は、市が実施する安全で安心なまちづくりに係る施策に協力するよう努めなければならない。

(土地建物所有者等の役割)

- 第9条 土地建物所有者等は、基本理念にのっとり、その土地、建物その他工作物に係る安全な環境の確保のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等との連携)

- 第10条 市長は、安全で安心なまちづくりに係る施策の実施に当たっては、国、県、警察その他関係団体との連携を図るものとする。

(推進体制の整備)

- 第11条 市長は、市民等と一体となって安全で安心なまちづくりを推進するための体制の整備に努めるものとする。

(安全で安心なまちづくり推進計画)

- 第12条 市長は、安全で安心なまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、安全で安心なまちづくり推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。
- 2 推進計画の内容は、子ども、高齢者等の安全に特に配慮したものとする。
 - 3 市長は、推進計画の策定に当たっては、あらかじめ市民等の意見を聴くものとする。
 - 4 市長は、推進計画を策定したときは、これを公表するものとする。

(その他)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

浜田市安全・安心緊急アピール

だれもが安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くことは、私たちみんなの願いです。

浜田市は、青い海と緑の大地に恵まれ、その豊かな自然の恩恵の中で歴史を重ね、文化を育んできました。そこに暮らす私たちは、この恵まれた環境の中で地域社会を形成し、お互いを尊重し、支え合う心を大切にしてきました。

しかし、近年の急激な社会環境の変化に伴い、人々の価値観や生活様式は多様化し、地域社会における連帯感や規範意識の希薄化が進もうとしています。また、犯罪の質や形態も刻々と変化しています。こうした中、私たちの暮らしを守るためには、地域社会が今まで担っていた犯罪を抑止する機能をこれまで以上に強化することが、今もとめられています。

これから、すべての市民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会を築くために、私たち一人ひとりがお互いの人権を尊重し、「自らの安全は自ら、地域の安全は地域で守る」という認識をもって行動しなければなりません。

本日、ここに浜田市民は、だれもが安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すことをあらためて決意し、市民、行政、地域活動団体、事業者等、地域社会の担い手がそれぞれ平素の生活の中で相互に協力して、自分達にできる活動からはじめ、市民一人ひとりが、思いやりのある心優しいまちを目指すことをアピールしたいと思います。

(1)市民一人ひとりの自主防犯意識の高揚を図るとともに、自主的な防犯活動を活性化し、地域の連携を深めるため、積極的に声かけ・明るいあいさつ運動を実施します。

(2)地域住民が普段の生活の中で、共に支え合う犯罪のない地域社会の形成のため、見守り活動を更に強化します。

(3)日常生活の中から犯罪の機会を減少させるため、各家の門灯を点灯し、まちを明るくすることで、犯罪が起きにくいまちをつくれます。

平成 21 年 12 月 21 日

浜 田 市